

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 12 月 7 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700239号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700190号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年6月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成18年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録する必要がある。

事業主は、請求者に係る平成18年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月1日から同年6月1日まで

A社の平成18年6月分から平成18年11月分までの給料明細書から厚生年金保険料が控除されており、平成18年11月分の給料明細書からは2か月分の厚生年金保険料が控除されている。そのため、7か月分の厚生年金保険料が控除されているが、年金記録では5か月分の加入記録となっており、保険料納付月数と加入月数が異なっているため年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、請求者から提出された給料明細書、事業主から提出された賃金台帳及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、請求期間のうち平成18年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書、事業主から提出された賃金台帳及び事業主の回答により、請求者は事業主から給与が支給され、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額(13万4,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 18 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料明細書及び事業主から提出された賃金台帳においては、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として平成 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700253 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700192 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成19年12月20日は18万1,000円、平成20年9月2日は14万3,000円、同年12月20日は16万2,000円、平成21年9月2日は13万円、同年12月20日は16万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年9月2日
③ 平成20年12月20日
④ 平成21年9月2日
⑤ 平成21年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象となる記録とされている。しかし、請求期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、③及び⑤について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、請求期間①は18万1,000円、請求期間③は16万2,000円、請求期間⑤は16万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②及び④について、前述の「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び④に係る標準賞与額については、前述の「預金共通月中異動および残高明細表」及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は14万3,000円、請求期間④は13万円とする必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び請求期間当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700265 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700193 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日に、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで

昭和40年12月にA社B工場が閉鎖し、同社C工場に異動した。勤務を継続していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録並びに請求期間当時のA社の給与・社会保険事務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、請求期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び陳述から判断すると、A社は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であると認められる上、適用事業所となつた時点で同社の厚生年金保険被保険者は34人いることから、請求期間当時においても同社に常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認でき、同社は請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、事業主及

び上述の給与・社会保険事務担当者の回答により、A社においては、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと認められるところ、上述の同僚のうちの一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において昭和40年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者についても、昭和40年12月分の厚生年金保険料が事業主により昭和41年1月分の給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年2月の標準報酬月額の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書により、昭和41年1月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700266 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700194 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日に、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで

昭和40年12月にA社B工場が閉鎖し、同社C工場に異動した。勤務を継続していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録並びに請求期間当時のA社の給与・社会保険事務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となつたことから、請求期間当時は、適用事業所ではなかつたことが確認できる。

しかしながら、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び陳述から判断すると、A社は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であると認められる上、適用事業所となつた時点で同社の厚生年金保険被保険者は34人いることから、請求期間当時においても同社に常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認でき、同社は請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、事業主及

び上述の給与・社会保険事務担当者の回答により、A社においては、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと認められるところ、上述の同僚のうちの一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において昭和40年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者についても、昭和40年12月分の厚生年金保険料が事業主により昭和41年1月分の給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年2月の標準報酬月額の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書により、昭和41年1月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700233号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700027号

第1 結論

昭和57年*月から昭和62年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年*月から昭和62年12月まで

私は、昭和63年1月26日に、A市B地区にあったC社会保険事務所(当時)の2階に赴き、担当者の男性職員に、現金82万円程度を支払い、国民年金手帳を交付してもらった。その際、その男性職員は、国民年金保険料の全額免除の手続も併せて行うとのことだった。しかしながら、C社会保険事務所で納付したはずの期間(20歳から26歳までの記録)に空白があるので、消えた年金記録を復帰させてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年3月に大学卒業後、外資系の企業に就職し海外赴任していたが、請求者が26歳(昭和63年)の時に結婚するため海外より帰国、義父より国民年金の加入を勧められたことから、昭和63年1月26日、C社会保険事務所に赴き、現金82万円程度を支払い、国民年金手帳の交付を受け、その際、併せて全額免除の手続も行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和63年3月頃に払い出されたものと推認される。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間において、昭和60年4月10日から昭和61年1月8日までの期間、昭和61年1月20日から同年9月9日までの期間及び昭和61年10月24日から昭和63年1月25日までの期間は海外在住期間であることが確認でき、昭和61年3月以前の海外在住期間については、国民年金の適用除外(国民年金被保険者になれない期間)となっており、制度上、国民年金に加入できない期間であるほか、昭和61年4月以降の海外在住期間については、国民年金任意加入期間となることから、請求者が主張している、昭和63年1月26日時点では、遡って国民年金に加入できない期間となる。また、20歳に達した昭和57年*月から昭和60年3月までの期間は、学生の任意加入期間であり、昭和61年4月以降の海外在住任意加入期間と併せて、昭和63年1月26日時点では、遡って加入でき

ない期間となる。

また、請求者が所持する国民年金手帳によると、「初めて被保険者となった日」として「昭和 63 年 1 月 26 日」と記載されており、A 市における国民年金被保険者名簿及びオンライン記録でも国民年金の資格取得日は昭和 63 年 1 月 26 日で一致していることが確認できることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じておらず、保険料を納付できない期間である。

さらに、戸籍の附票によると、海外から帰国後、A 市 D 地区に住所を定めるための届出が出了されたのは昭和 63 年 2 月 8 日であると確認できることから、請求者が C 社会保険事務所で国民年金加入手続を行ったと主張する昭和 63 年 1 月 26 日時点は、住民登録前であり、国民年金の加入手続が行えたとは考え難い。

なお、請求者は、C 社会保険事務所にて保険料納付と併せて免除申請を行ったと主張しているところ、免除の承認期間については、免除の申請があった日の属する年度の末月までとされており、オンライン記録により申請免除と記録されている昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間に係る免除申請の手続は、昭和 63 年 4 月以降に提出されたものと考えられ、請求者の主張する昭和 63 年 1 月 26 日に C 社会保険事務所に提出されたものとは考え難い。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出検索を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことのうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700232 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700191 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（後に、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 1 日まで

私は請求期間において A 社に正社員として勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間を被保険者期間として認め、資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の同僚の回答から、請求者が請求期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿において請求者が記憶している複数の同僚の氏名は見当たらない上、別の複数の同僚が陳述している同社の従業員数と事業所別被保険者名簿において確認できる厚生年金保険の被保険者数が大幅に相違していることから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、複数の同僚は、同社に入社した当初は厚生年金保険に加入していなかったため、自ら希望して加入させてもらった旨の陳述をしている。

なお、請求者及び請求者の上司が記憶している複数の同僚については、オンライン記録によると、A 社に係る雇用保険の加入記録がある期間のうち、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する日より前の数年間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、商業登記の記録によると、B 社は平成 18 年 9 月 30 日に解散しており、元事業主の妻及び解散当時の取締役は、社会保険事務及び経理事務を行っていた元事業主は既に亡くなり、同社の資料は何も残っていないため、請求期間当時の社会保険の適用状況等についてはわからぬ旨回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において請求期間に被保険者資格を取得した者の健康保険証の番号は連続しており欠番はなく、請求者の被保険者記録が欠落したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。